

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく行動計画

社員が仕事と家庭を両立しながら能力を十分に発揮できるようにするため、以下のよう
に行動計画を策定する。

秋田魁新報社

1. 計画期間

2023年4月1日～2028年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の従業員が健康を維持しながら働ける環境を整える。
育児休業した従業員が職場復帰しやすい環境を整備する。

【対策】2023年4月1日～これまでも保健師による健康相談や所属長を交えた復
帰前面談を実施してきたが、子育て中の女性従業員に対しても、よりきめ
細かくサポートしていく。

目標2：男性従業員の育児休業取得を促す。新たに制度化された産後パパ育休の
取得へ向けた環境を整える。

【対策】2023年4月1日～子どもが生まれた男性従業員に対し、個別に育児休業
制度を紹介する。育休を取得した場合の賃金や国からの給付金も試算し、
不安なく休業できるようにする。

目標3：可能な限り時間外労働を減らし、定休や年次有給休暇の取得率向上を
目指す。

【対策】2023年4月1日～衛生委員会に加え、編集職場の代表らでつくる「時短・
定休消化推進委員会」を毎月開催し、長時間労働につながるような業務負
担の偏りがいないかチェックする。人事部が定休や年休の取得状況を所属長
に随時伝え、取得日数が少ない従業員には個別に声掛けしてもらう。

目標4：看護休暇制度の拡充の検討。

【対策】2023年4月1日～子どもの看護休暇制度の有給化を検討する。

目標5：管理職に占める女性の割合を1割以上とすることを旨とする。

【対策】2023年4月1日～仕事と家庭を両立できるよう各種支援制度の拡充など
に努め、会社の中核として活躍できるようなキャリア形成をやすくする。